

春日井市建築開発等指導員設置要綱

(設置)

第1条 建築及び宅地開発に対する適切な指導、啓発、行政機関への通報等に関して民間の協力を求め、違反建築及び違反宅地開発を防止することにより、都市の健全な発展を図るため、春日井市建築開発等指導員（以下「指導員」という。）を置く。

(任務)

第2条 指導員は、次の各号に掲げる活動を行う。

(1) 建築及び宅地開発に関する指導及び啓発を行うこと。

(2) 違反建築及び違反宅地開発に関する通報を行うこと。

2 指導員は、前項の活動を行うにあたって、建築主事の職権行為と紛らわしい行為をしてはならない。

(委嘱)

第3条 指導員は、次の各号のいずれかに該当する者で市長の認める建築及び宅地開発行政の推進に協力する団体の長が推薦したもののうちから市長が委嘱する。

(1) 建築士

(2) 宅地開発行為の設計資格を有する者

(3) 宅地建物取引主任者

(4) その他市長が適格と認めた者

(委嘱期間)

第4条 指導員の委嘱期間は、2年とする。

ただし、再任を妨げない。

(解職)

第5条 市長は、委嘱期間中であっても、本人から辞職の申し出があったとき、又は指導員として不適格と認められる事由が生じたときは、解職するものとする。

(報奨金)

第6条 指導員には、年額7,000円の報奨金を支払う。ただし、委嘱期間中に本人が死亡した場合又は前条により解職した場合においては月割計算によるものとする。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほかこの要綱の施行について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。